

【オフィスアクション応答・延長期間・延長費用一覧】

	米国	中国	韓国	台湾	ヨーロッパ	インド	シンガポール	インドネシア
応答期間	通常のOA) 発行日から<u>3か月</u> 限定要求) 発行日から<u>2か月</u>	1回目のOA) 発行日から<u>4か月</u> 2回目以降のOA) 発行日から<u>2か月</u> ※さらに15日の猶予期間(郵送期間)が加算される。 ex. 7/21発行の1st OAの場合 7/21 → (+15日) → 8/5 → (+4か月) → <u>12/5</u> (7/21 → (+4か月) → 11/21 → (+15日) → <u>12/6</u> ではない)	発行日から <u>2か月</u>	現地代理人の受領日から <u>3か月</u>	EESR) PCT:EPC規則70(2)の通知発行日+<u>6か月</u>(※) パリ:サーテレポートの公開日+<u>6か月</u> OA) 発行日+<u>4か月</u>(※) ※PCTのEESRとOAでは、さらに10日の猶予期間(郵送期間)が加算される(パリのEESRでは加算されない)。 ex. 7/25発行のOAの場合 7/25 → (+10日) → 8/4 → (+4か月) → <u>12/4</u> (7/25 → (+4か月) → 11/25 → (+10日) → <u>12/5</u> ではない) ※OAの内容により、審査官の裁量で期限が2か月や3か月に設定されることもある(OA中に記載されている)。	1回目のOA) 発行日から<u>6か月</u> ※上記期限は特許許可期限であり、この期限までに発行されたオフィス・アクションについては、拒絶を解消できるよう応答を完了しておく必要がある。 2回目以降のOA) 許可期限までに発行された場合、原則、上記の許可期限が応答期限となる。	発行日から <u>5か月</u>	1回目のOA) 発行日から<u>3か月</u> 2回目のOA) 発行日から<u>2か月</u> ※2回目のOA応答後も許可されない場合、拒絶査定が出る(審査官の裁量により、更にオフィス・アクションが出ることもある)。
延長期間	通常のOA) 最長<u>3か月</u> 限定要求) 最長<u>4か月</u> ※都度の延長申請は不要(応答時に延長期間分の費用を納付すればよい)。	1回目のOA) 最長<u>2か月</u> 2回目以降のOA) 最長<u>2か月</u> ※延長請求は1回のみ可能(1か月ずつ2回に分けて申請することはできない)	最長<u>4か月</u> ※1か月ごとに請求可能(2か月以上まとめた請求も可能)。	最長<u>3か月</u> ※請求は1回のみ。	EESR) <u>延長不可</u> OA) 最長<u>2か月</u>(応答期間4か月の場合) ※最大延長可能期限は、発行日から6か月。従って、期限が2か月のOAの延長可能期間は4か月となる。	特許許可期限の延長は<u>3か月</u>可能	<u>延長不可</u>	1回目のOA) <u>3か月</u>(2か月+1か月の2回請求可能)(※) 2回目のOA) 審査官の裁量により判断される。 ※自然災害等の場合、3回目の延長(+6か月)も認められる。
延長庁費用	1か月:US\$ 220 2か月:US\$ 640 3か月:US\$ 1,480 4か月:US\$ 2,320	1か月)CNY 300 2か月)CNY 600	1か月目:2万ウォン 2か月目:3万ウォン 3か月目:6万ウォン 4か月目:12万ウォン (まとめた申請も可能)	なし	なし	約US\$ 160		1回目のOA)1回目の延長(2か月)は費用不要、2回目の延長(1か月)は費用必要(※) ※金額はインドネシア特許法原文にも記載なし。

【2022年8月1日作成】

当事務所は、当ウェブサイト情報を掲載するにあたり細心の注意を払っておりますが、掲載している情報に關していかなる保証をするものではありません。
また、当ウェブサイトは、一般的な情報を提供するためのものであり、法的アドバイスの提供を目的としたものではありません。
したがって、当事務所は当ウェブサイトの情報の利用によって利用者等に何らかの損害が発生したとしても、かかる損害については一切の責任を負うものではありません。
当ウェブサイトに掲載されているコンテンツの著作権は、当事務所に帰属しており、無断で転載、複製、転用、改変等することを禁じます。

